香南市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画 策定業務委託仕様書

1. 業務委託の名称

香南市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定業務

2. 業務委託の期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3. 業務委託内容

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定した現計画を検証しながら、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して、関連する他の計画との整合性や社会情勢及び制度の動向を踏まえ、本市の障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する計画を策定する。

(1) 関連資料データ等の収集、分析

障害者施策や各種統計データの収集整理・分析、障害者の実態把握、その他人口等の整理・分析 上位計画及び関連計画の動向把握や障害者福祉施策の実態把握及び課題の抽出

(2) 計画策定業務

①ヒアリング調査の実施

関係団体等(当事者団体、市内のサービス提供事業所、県の機関等 20 団体程度を想定) へのヒヤリング調査を実施する。ヒヤリングに際しては、事前調査票の設計及び作成を行い、調査票を補完する形で実施する。

②現行計画の進捗状況の把握

市の現状と今後の動向等を踏まえ現状把握と課題抽出を行う。

③見込み量の算定

障害福祉サービス等の必要見込み量の推計及び目標量確保のための方策の設定

④計画策定

法令などの改正や新たな法整備等や国、県の動向、関連計画との整合性を図りながら、調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、策定委員会での議論や関係機関との協議、調整を図ったうえ、計画骨子案・素案を作成する。

(3) 策定委員会の運営支援

- ①策定委員会へ担当者がオブザーバーとして出席(3回予定)。
- ②策定委員会資料原稿作成
- ③策定委員会議事録作成

(4) 打合せ

受託者は随時、市との打合せ(随時、月1回程度を予定)を行う。 ※原則として打合せには作業担当者が出席すること。

- (5) パブリックコメントの支援 パブリックコメントの実施にあたり、資料作成、寄せられた意見集約、回答案の作成
- (6) 計画の取りまとめ

計画書の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、市民や関係機関にわかりやすいデザイン・構成に配慮することとする。

(7) 成果品

- ・計画書冊子(A4版、表紙レザック、90頁程度、1色印刷、200部)
- ・ホームページ掲載用データ作成 (PDF データ、1部)
- ・各種電子データー式 (編集可能なもの)

4. その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施することができる。
- (2) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (3)業務の実施の伴い個人情報を取り扱う場合、香南市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等をもらしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4)業務遂行に必要な資料等の収集は、両者が協力し行うものとし、資料の受け渡しは紛失等の事故防止のため、直接行うものとする。
- (5) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次市と連絡調整を行わなければならない。 また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (6) 本業務における成果物は、香南市が著作権を持つものとし、香南市が加工、複写、ホームページの作成等を行い、公表できるものとする。
- (7) 策定業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、 速やかに訂正補正その他必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は一切受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求める事ができるものとする。